

令和6年第10回大野町農業委員会議事録

令和6年10月4日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第10回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
議第27号 農地法第3条の規定による許可について
議第28号 農地法第4条の規定による許可について
議第29号 農地法第5条の規定による許可について
議第30号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
-

出席農業委員（12名）

- | | | | | | |
|------------|----|-----------|----|-----------|----|
| 1番 末守 吾郎 | 委員 | 3番 内田 博人 | 委員 | 5番 河本 茂樹 | 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 | 委員 | 7番 河野 正和 | 委員 | 8番 目加田 菊次 | 委員 |
| 9番 林 和朗 | 委員 | 10番 山村 隆昌 | 委員 | 11番 野村 茂雄 | 委員 |
| 12番 加納 賢 | 委員 | 13番 清水 誠 | 委員 | 15番 飯沼 良一 | 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | | | | | |
|--------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 岡田 松榮 | 委員 | 林 竜彦 | 委員 | 渡邊 靖 | 委員 | 所 勝重 | 委員 |
| 久保田 静真 | 委員 | 内藤 昭宏 | 委員 | 河田 幸則 | 委員 | 小森 富雄 | 委員 |
| 野津 正明 | 委員 | 宮嶋 博幸 | 委員 | 田代 定 | 委員 | | |

欠席農業委員（1名）

- 2番 馬淵 徳次 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和6年10月4日 午前9時00分開会)

○議長(目加田菊次会長)

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長(目加田菊次会長)

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を12番の加納賢委員、13番の清水誠委員にお願いしたいと思います。それでは報第18号について、事務局より説明願います。

[係長高島伸圭 報第18号の議案説明]

○係長(高島伸圭)

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。2筆で934㎡でございます。

2番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。2筆で931㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で2,268㎡でございます。

4番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で950㎡でございます。

5番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。3筆で3,099㎡でございます。

6番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。7筆で7,223㎡でござ

ざいます。

報第18号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第18号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第27号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第27号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より新規取得（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は552㎡となります。担当推進委員は渡邊委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は6,133㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

議第27号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第27号の1番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第27号の2番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第27号の番の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第27号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第28号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第28号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなり、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地に一般個人住宅を建築するために申請をされ

ました。現在の自宅が土砂災害特別警戒区域内にあるため転居するためです。担当推進委員は河田委員でございます。

議第28号については、以上でございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

議第28号の1番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第28号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第28号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第29号を議題と致します。また、議第30号の事業変更申請についても関連があるので、合わせて事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第29号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会として

の意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受けし、ドラッグストアを建築するために申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、太陽光発電設備を建築するために申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。当該地はすでに造成されて駐車場として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は林委員でございます。

4番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、コンビニエンスストアを建築するために申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

5番でございます。こちらの案件は議第30号農地法第5条後の事業計画変更と関連しますので、一緒に説明させていただきます。

〔係長高島伸圭 議第30号の議案説明〕

農地法による転用許可を受けた後、その事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請により町長の承認が必要となっており、また農地法関連事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっています。

1番・2番でございます。平成3年1月28日にて許可された1番の案件については、建築資材置場への転用。2番の案件については、一般個人住宅への転用であったが、当初事業計画どおり達成ができなくなったため、別の事業者が代わって事業を行うということで、事業計画変更承認申請が出されました。また、土地の現況が農地である場合については、改めて農地法第5条の許可も必要になるため、議第29号5番で許可申請も行っています。

それでは議第29号5番の説明をさせていただきます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、2筆を一体利用して建物付き分譲住宅2棟2区画を建築するために申請されました。議第29条5番及び議第30号の1番・2番の案件の担当推進委員は所委員でございます。

6番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、観光農園休憩所とするために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

議第29号・30号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

[岡田委員関係者のため離席]

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の4番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第29号の4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

[岡田委員着席]

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の1番から3番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の5番の案件につきまして、関連のある議第30号の1番・2番の案件と一緒に後ほ

ど補足説明をお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の6番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の1番から3番と6番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第29号の1番から3番と6番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の5番の案件並びに議第30号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の5番並びに議第30号1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（山村隆昌委員）

転用許可が平成3年におりてからかなり時間がたっているが、現状はどうなっているか。

○係（若原宏晃）

事務局のほうで現場確認をさせていただきましたが、除外許可後は放置されていたらしく、人の背丈ぐらいの雑草が茂っていた。

○農地利用最適化推進委員（山村隆昌委員）

転用許可後、相当期間何も行為を行わなかった場合、何らかの処分はあるのか。

○係（若原宏晃）

現状は転用事業者や書士に工事完了報告書の提出を指導し、農地のまま放置しないようお願いしているが、全ての案件が完了するのは難しい現状である。今回のような当初目的が達成できなくなってしまう長年そのままになっている農地に関しては、事務局より許可の取消の催告を行い、事業者から取消し又は事業計画変更の申請をしてもらう必要がある。

○議長（目加田菊次会長）

議第29号の5番並びに議第30号1番・2番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第29号の5番並びに議第30号1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については11月5日9時より行います。よろしくお願いします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第10回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

加納 賢



委員

清水 誠



